

## 高林龍山口大客員教授企画

第11回

## 知財実務連続講演会

本講演会は、清水節氏（柳田国際法律事務所）、富岡英次氏（中村合同特許法律事務所）、三村量一氏（三村小松法律事務所）、および、高林龍氏（早稲田大学名誉教授）という元裁判官であり、早稲田大学で教鞭をとられた同僚でもある4名によって実現した豪華な企画です。

日時 2026年 3月 23日 月 16:20~17:50

司会 早稲田大学名誉教授 弁護士 高林龍氏

講師 三村小松法律事務所 弁護士 小佐々奨氏

テーマ 『第三者の権利侵害に関する契約条項について』  
～第三者の知的財産権の非侵害保証・補償条項の検討を中心に～

## 概要

例えば、「売主は、本件目的物に関し、第三者の権利を侵害していないことを保証する。」といった契約条項のように、実務上第三者の権利侵害に関する規定が設けられることは少なくありません。特に知的財産権については、非侵害保証やトラブル発生時の補償に関する条項が定められることは多いです。

そこで今回は、このような第三者の権利侵害に関する契約条項について、知的財産権に関するものを中心に、著作権に関する場合と特許権等の産業財産権に関する場合とを比較したり、具体的な条項例やその法的意味合い、国ごとの相違点等を整理したりしながら、実務上留意すべきポイントや対応の在り方について検討を試みます。

講師  
経歴等

2015年弁護士登録、2015年～2021年法律事務所ヒロナカ（現 弁護士法人法律事務所ヒロナカ）、2022年～現在 三村小松法律事務所、2024年4月～現在 国内素材メーカー出向

## お申込み

下記URLよりお申込みください。（参加お申し込み後、URLをご案内）

2026年3月20日（金）締切

<https://forms.gle/75cq1yb5GfSeVSuC7>

\*ご入力いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。



## 【お問い合わせ先】



〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

TEL: 0836-85-9942 Fax: 0836-85-9941

E-mail: ip\_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

広報 提供プログラム: 知財全般

知的財産  
教育研究共同利用拠点

本講演会は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の共通目的基金の助成を一部受け実施されています。